

定 款

わらべや日洋ホールディングス株式会社

定 款

[担当部署 総務部]
制定昭和 39 年 3 月 18 日

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、わらべや日洋ホールディングス株式会社と称し、英文では

WARABEYA NICHIRYO HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配または管理することならびに次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 食料品の仕入れ、製造、販売
- (2) 食料品製造および販売に関する経営指導ならびに技術指導
- (3) 食料品製造工場等の建築工事、土木工事、機器・装置の設置工事、管工事、さく井工事、その他建設工事全般に関わる企画、設計、施工、管理・監督
- (4) 機械、器具の製造、販売、保守、管理、賃貸
- (5) 古物営業法に基づく古物商
- (6) 環境設備、公害防止装置、エネルギー開発等の施設に関する企画、設計、施工、管理・監督、工事請負
- (7) 冷暖房、空気調和、給排水、衛生、換気、電気、乾燥、蒸発、燃焼、冷凍、冷蔵、製氷、温湿度調整および一般熱交換装置等の企画、設計、施工、管理・監督、製造、販売
- (8) 炭酸ガス (CO₂) 等地球温暖化ガスに関わる排出権の売買、仲介、管理・監督およびそれらに関するコンサルティング業務
- (9) 酒類、清涼飲料水、冷凍食品、冷凍調理品、調味料、瓶缶詰類の輸出入および製造加工ならびに販売
- (10) 農畜産物の生産、製造加工、販売および輸出入

- (11) 水産物の養殖、製造加工、販売および輸出入
- (12) 船舶および搭載機器類の保守、技術サービス提供ならびに工事施工
- (13) 船舶の部品・資材・什器・備品、陸船用機器、化学薬品、火薬品、医薬品、高压ガス

の販売

- (14) 包装材料の製造、販売
- (15) 一般貨物自動車運送事業
- (16) 貨物自動車利用運送事業
- (17) 貨物軽自動車運送事業
- (18) 物品の仕分け、梱包、発送および配送業務
- (19) 農産物の集荷、配送業務
- (20) 車両運行業務管理請負業
- (21) 倉庫業ならびに製氷および冷凍冷蔵業
- (22) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- (23) 生命保険の募集に関する業務
- (24) 労働者派遣事業
- (25) 有料職業紹介事業
- (26) 食料品の製造等に関する業務請負、業務受託事業
- (27) 機械装置等の製造等に関する業務請負、業務受託事業
- (28) 外国人技能実習生等に対する教育研修事業および教育研修施設の運営事業
- (29) 外国人技能実習生等に対する教育のコンサルティングおよびカウンセリング事業
- (30) カルチャーセンター、パソコン教室、および託児所の経営ならびに経営受託業務
- (31) 特定技能外国人等に対する教育研修事業および教育研修施設の運営事業
- (32) 特定技能外国人等に対する教育のコンサルティングおよびカウンセリング事業
- (33) 教育研修の受託
- (34) コンビニエンスストア、喫茶店およびレストランの経営および経営受託業務
- (35) 日用雑貨、工芸品、衣料品、化粧品、医療品、煙草の輸出入ならびに販売
- (36) 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸および管理
- (37) 情報処理・情報提供サービス業務
- (38) 海外渡航旅行の手続斡旋ならびに国内旅行の手続および取次業務
- (39) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は本店を東京都新宿区におく。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によ

って電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、5,500万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役

社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は 10 名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 20 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4 補欠の監査等委員の予選の効力は、当該選任のあった株主総会後、2年後の定時株主総会開始の時までとする。

(役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって取締役の中から、取締役社長 1 名を定め、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(代表取締役)

第 22 条 取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

2 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の 3 日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急の場合には、その期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 24 条 監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急の場合には、その期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役への委任)

第 27 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(監査等委員会規程)

第 29 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(顧問および相談役)

第 31 条 当会社は取締役会の決議により、取締役の中から、取締役顧問および取締役相談役をおくことができる。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 33 条 当会社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 34 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。

2 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 8 月末日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 35 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 第55回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条の定めるところによる。

昭和 40 年 12 月 10 日改訂	平成 13 年 10 月 15 日改訂	2020 年 5 月 28 日改訂
昭和 41 年 9 月 1 日改訂	平成 14 年 5 月 23 日改訂	2021 年 5 月 27 日改訂
昭和 41 年 10 月 25 日改訂	平成 15 年 5 月 22 日改訂	2022 年 5 月 26 日改訂
昭和 46 年 4 月 30 日改訂	平成 16 年 5 月 27 日改訂	2023 年 3 月 1 日附則削除
昭和 49 年 4 月 23 日改訂	平成 18 年 5 月 25 日改訂	
昭和 49 年 6 月 28 日改訂	平成 19 年 5 月 24 日改訂	
昭和 50 年 4 月 26 日改訂	平成 21 年 5 月 28 日改訂	
昭和 52 年 4 月 26 日改訂	平成 22 年 1 月 6 日附則削除	
昭和 57 年 5 月 31 日改訂	平成 24 年 5 月 24 日改訂	
昭和 62 年 5 月 30 日改訂	平成 27 年 5 月 28 日改訂	
平成 4 年 5 月 28 日改訂	平成 28 年 5 月 26 日改訂	
平成 5 年 5 月 28 日改訂	平成 28 年 9 月 1 日改訂	
平成 6 年 5 月 26 日改訂	平成 29 年 5 月 25 日改訂	
平成 7 年 5 月 25 日改訂	平成 30 年 1 月 29 日改訂	
平成 8 年 5 月 23 日改訂	2019 年 5 月 23 日改訂	
この定款の変更は、決議の日から実施する。		